

町田市組織条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年(2022年)8月29日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

## 町田市組織条例の一部を改正する条例

町田市組織条例（昭和44年4月町田市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
(分掌事務) 第2条 部及び所の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。 政策経営部 （1）・（2）略 <u>（3）情報化に関すること。</u> 総務部 （1）～（3）略  <u>（4）略</u> 略	(分掌事務) 第2条 部及び所の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。 政策経営部 （1）・（2）略  総務部 （1）～（3）略 <u>（4）情報化に関すること。</u> <u>（5）略</u> 略

### 附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。